

公 示

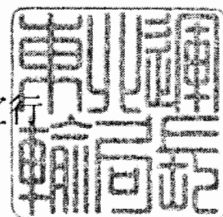
公示第89号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する
特別措置法第11条第1項に規定する特定事業計画の認定要領について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法
(平成21年法律第64号)第11条第1項に規定する特定事業計画について、同条第4項
に基づき認定する際の認定方針等を定めた「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事
業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第1項に規定する特定事業計画の認定
要領」を別紙のとおり定めたので公示する。

平成21年10月1日

東北運輸局長 木場 宣行



(別紙)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第1項に規定する特定事業計画の認定要領

1 認定

- (1) 国土交通大臣又は地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、特定事業計画の認定申請書（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第7条第3項から第6項までの規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る特定事業計画が2の認定方針に適合していることを確認した上で認定を行うものとする。
- (2) (1)の認定をする場合、国土交通大臣又は地方運輸局長は、施行規則第7条第3項から第5項までに規定するもののほか、必要に応じ、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3第1項に規定する運賃及び料金の認可に当たり、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第10条の3第2項の規定により提出することとされている原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類、登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めるものとする。
- (3) 特定事業計画の変更の認定に当たっては、国土交通大臣又は地方運輸局長は、特定事業計画の変更の認定申請書（施行規則第8条第2項に規定する添付書類及び施行規則第8条第3項の規定により準用する施行規則第7条第3項から第6項までの規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る特定事業計画が2の認定方針に適合していることを確認した上で変更の認定を行うものとする。

当該変更の認定をする場合については、(2)の規定を準用する。この場合において、(2)中「施行規則第7条第3項から第5項まで」とあるのは、「施行規則第8条第3項において準用する施行規則第7条第3項から第5項まで」と読み替えるものとする。
- (4) (1)及び(3)の審査に要する標準的な期間は、国土交通大臣が認定を行う場合は、3ヶ月とし、地方運輸局長が認定を行う場合は、3ヶ月を目安として、地域の実情を踏まえて地方運輸局長が定める期間とする。

2 認定方針

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第11条の規定を踏まえ、特定事業計画の認定方針を以下のとおりとする。

- (1) 特定事業計画の認定の申請者
 - ① 地域計画の作成に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）であること。
 - ② 特定事業の実施主体として地域計画に定められたタクシー事業者であること。
- (2) 特定事業計画に定めることができる特定事業及び事業再構築
 - ① 特定事業計画に定めることができる特定事業

地域計画に定められたものであること。

② 特定事業計画に定めることができる事業再構築

①の特定事業と相まって、地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進するためのものであること。

当該要件との適合性を判断するに当たり、特定事業と相まっているかについては、施行規則第6条第1号の規定に基づいて特定事業計画に記載する「特定事業との関連に関する事項」により、当該特定事業計画に定める事業再構築が、当該特定事業と密接に関連してタクシー事業の適正化及び活性化の効果を高めるものであることが説明されることをもって判断するものとする。

また、地域計画に基づくタクシー事業の適正化及び活性化を推進するためのものであるかについては、地域計画の内容から総合的に判断するものとする。

(3) 基本方針との整合性

特定事業計画に定める事項が、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成21年国土交通省告示第1036号。以下単に「基本方針」という。）に照らし適切なものであること。

特に、基本方針において、事業再構築の実施に当たり、タクシー事業の事業用自動車の運転者（以下「タクシー運転者」という。）の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当に変更することのないようにしなければならない旨が記述されていることから、施行規則第6条第2号の規定に基づいて特定事業計画に記載する「実施に伴う労務に関する事項」等により、特定事業計画に定める事業再構築の実施が、タクシー運転者の地位を不当に害することにならないこと等を確認することとする。

(4) 特定事業計画の确实遂行性

特定事業計画に定める事項が当該特定事業計画に定める特定事業及び事業再構築を確実に遂行するため適切なものであること。具体的には、以下の①から④までに掲げる事項が確認できるものであること。

① 特定事業計画に定める特定事業及び事業再構築の具体的な内容が実施可能なものであること。なお、特定事業に関連して実施される事業がある場合は、施行規則第4条の規定に基づいて特定事業計画に記載する「特定事業に関連して実施される事業に関する事項」により、当該特定事業と当該特定事業に関連して実施される事業との関係において、当該特定事業が実施可能であることが合理的に判断できるものであること。

② 特定事業計画に定める特定事業及び事業再構築の実施時期が、当該特定事業及び事業再構築の具体的な内容に照らし適切なものであること。

③ 特定事業計画に定める特定事業及び事業再構築の実施に必要な資金の見積もり及びその調達方法が適切なものであること。なお、法第13条第1項の規定の適用を受けるため、特定事業計画に特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送の実施について定められている場合は、施行規則第7条第2項の規定に基づいて記載する事項が、福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について（平成18年9月25日付け国自旅第170号）に定める基準に従い適切なものであること。

(5) 道路運送法の基準との適合性

特定事業計画に定める事項が道路運送法第15条第1項に規定する事業計画の変更の認可又は同法第36条第1項に規定するタクシー事業の譲渡若しくは譲受けの認可若しくは同条第2項に規定するタクシー事業者たる法人の合併若しくは分割の認可を要するものである場合は、その内容が道路運送法第6条各号に掲げる基準に適合するものであること。

当該要件との適合性は一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針（平成13年8月29日付け国自旅第72号）別紙に定める関連する基準等、既存の通達に定める関連する基準に適合することをもって判断するものとする。

(6) 独占禁止法との適合性

特定事業計画に共同事業再構築に関する事項が定められている場合は、共同事業再構築を行うタクシー事業者と他のタクシー事業者との間の適正な競争が確保され、タクシーの利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

なお、特定事業計画に共同事業再構築に関する事項が定められている場合は、国土交通大臣が認定を行う。

3 認定の取消し

(1) 国土交通大臣又は地方運輸局長は、認定事業者が正当な理由がなく認定特定事業計画に従って特定事業を実施していないと認めるときは、認定事業者に対し、当該認定特定事業計画に従って特定事業を実施すべきことを勧告することとし、認定事業者が、勧告に従わないときは、その認定を取り消すこととする。

(2) 国土交通大臣又は地方運輸局長は、認定特定事業計画が認定後の社会経済情勢の変化等により、2に掲げる認定方針に適合しないものとなった場合は、認定を取り消すこととする。ただし、当該認定特定事業計画を変更することにより、2に掲げる認定方針に適合するものとなる場合は、認定事業者に対して、当該認定特定事業計画の変更を指示するものとする。

4 法第13条第1項の特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送として国土交通省令で定めるものの考え方

法第13条第1項の国土交通省令で定める運送として施行規則第9条に規定するものの解釈は以下のとおりとする。特定事業計画の認定申請者が法第13条第1項の適用を受けるものとして当該運送を行おうとする場合は、特定事業計画の認定の際に、2の認定方針に適合することを十分に審査するものとする。

(1) 施行規則第9条第1号イからホまでに規定する者（法第13条第1項の国土交通省令で定める運送の対象となる旅客）

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号）I1(1)①から⑤までに掲げる者とする。

(2) 施行規則第9条第1号に定める道路運送法施行規則第51条の3第8号に規定する福祉自動車

車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車とする。

- (3) 施行規則第9条第2号イからハまでに規定する者（(2)の福祉自動車以外のセダン型等の一般車両を用いる場合に乗務が必要な者）

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて I 2 (2)①から④までに掲げる要件のいずれかを満たした者とする。